

透析用水 化学物質管理基準 (22項目) について



透析液清浄化ガイドライン ((公社) 日本臨床工学技士会) は、透析療法における安全性担保のための遵守事項として、粉末透析液の溶解や透析液原液の希釈及び装置の洗浄・消毒に用いる透析用水について、化学物質の管理基準値 (最大濃度) 未滿に管理することとしています。水質の確認は年1回以上行い、測定結果を文書で最低5年間保管することとされています。 検査項目と管理基準値は以下の通りです。

No	汚染物質	最大濃度
1	カルシウム	2 mg/l
2	マグネシウム	4 mg/l
3	カリウム	8 mg/l
4	ナトリウム	70 mg/l
5	アンチモン	0.006 mg/l
6	ヒ素	0.005 mg/l
7	バリウム	0.10 mg/l
8	ベリリウム	0.0004 mg/l
9	カドミウム	0.001 mg/l
10	クロム	0.014 mg/l
11	鉛	0.005 mg/l

No	汚染物質	最大濃度
12	水銀	0.0002 mg/l
13	セレン	0.09 mg/l
14	銀	0.005 mg/l
15	アルミニウム	0.01 mg/l
16	総塩素	0.10 mg/l
17	銅	0.10 mg/l
18	フッ化物	0.20 mg/l
19	硝酸塩(窒素として)	2.0 mg/l
20	硫酸塩	100 mg/l
21	タリウム	0.002 mg/l
22	亜鉛	0.10 mg/l

※ 原水の測定項目と重複する化学物質については原水中の化学物質濃度が管理基準値以下のものに限り測定を免除できます。

【分析方法】

透析液清浄化ガイドラインにて示されている ISO 13959 (Water for haemodialysis and related therapies) に記載の ISO 法又は American Public Health Association の分析方法にて実施します。

【透析用水の原水管理】

透析用水に用いる原水が水道法で管理されていない場合には、水道法の水質基 (参照: ザ・ナイツレポート No. 08003) を満たしているか水質検査にて確認を行い、水質を担保することとされています。

当社は水道法第 20 条の厚生労働大臣登録の水質検査機関です。その他、水道水質検査優良試験所規範 (水道 GLP) と ISO/IEC 17025 (水質基準全 51 項目) の認定も受けております。

詳しくは、**当社 環境分析部 貝森、大塚 (フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 318、338) までお問い合わせ下さい。**

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査